令和３年４月１０日

所属チーム各位

一般社団法人 神奈川県バスケットボール協会U12部会

部会長　●●　●●

望ましいチーム運営について2021

　2019年度に、JBAインテグリティー委員会より「クリーンバスケット、クリーン・ザ・ゲーム ～暴力暴言根絶～」のメッセージが発信され、神奈川県協会も一体となって、総会や指導者講習会を通じて健全なチーム運営と指導者の資質向上に努めてきましたが、残念ながら、いまだに「暴力・体罰行為」や「暴言・パワハラ行為」、「チーム内のトラブル」等があとを絶ちません。

子どもたちに楽しいバスケットボール環境を提供するためには、指導者や保護者など、ミニバスケットボールに関わる大人の正しい在り方を再確認することが急務です。

つきましては、チームの規約、総会の開催、明朗な会計処理等のチーム運営に関するガイドラインを策定しましたので、各チームにおいて趣旨を理解し、望ましいチーム運営をめざしていただけますようお願い申し上げます。

（チーム運営のスタンス）

１　各チームは、参考例にあるような内容を備えた規約を持つこと。

２　指導者・保護者全員が参加できる総会を年１回は開催すること。

３　総会において活動報告・会計報告・役員選出等が、民主的に審議・決議できるようなチームの

運営を心がけること。

４　総会等の議事録を作成し、請求があった時には提示できるように保管すること。

５　選手の活動を充実させるために指導者・保護者が連携・協力してチーム運営を円滑に進める努力をすること。特に指導者は、チーム内でのいじめの防止・早期発見・早期対応・再発防止について、単なるバスケットボールの技術指導のみに留まることなく、責任をもって取り組むこと。

６　チーム内での合意形成をするためにメール等を使用する場合、公私の区別や公平性・公開制の担保などメディアリテラシーに充分配慮して情報共有し、チーム運営に関する公式な決定は、記録に残る形で周知すること。

７　チーム関係者の個人情報などを第三者に漏洩することのないように、守秘意識を高くもつこと。

８　チーム内で解決できないことは所属する支部・地区連盟に相談し、第三者を交えて話し合いをすること。

**☆選手を第一に考え、指導者と保護者が連携・協力しながら、民主的で健全なチーム経営をめざしましょう！**

（規約参考例）○○クラブ規約（団・部等の各チームの名称を使い作成する）

第１章　総　則

第１条（名称）本クラブは◯◯◯（以下クラブという）と称す。

第２条（目的）本クラブは、バスケットボールを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第３条（活動）本クラブは、第２条の目的を達成する為に次の活動を行う。

１．バスケットボールの練習、各種大会参加

２．他チームとの交歓交流活動

３．レクリエーション活動

４．その他クラブの目的達成に必要な活動

第２章　部員

第４条（入部）本クラブへの入部は、小学生とする。本クラブで活動する者は、所定用紙にてクラブへ登録しなければならない。

第５条（登録）第４条に定めるところにより加入登録を行った部員をまとめ、所定の書式にて各団体へ登録を行う。

第６条（休部・退部）事情により休部・退部を希望する場合は、クラブ代表（指導者等）及び保護者代表にその旨を申し入れる。

第７条（安全保険）部員は全て、スポーツ安全保険に加入するものとする。

第３章　保護者会

第８条（構成）保護者会は選手の保護者で構成される。

第９条（役員）保護者会には次の役員を置く。

代表○名　　　副代表○名　　　会計○名　　　会計監査○名

その他○○役員○名（チームに応じて）

第10条（活動）保護者会は本クラブの活動に対して次のことを行う。

１．クラブ活動の目的達成のための育成支援

　　　　２．指導者の資質向上のための援助

　　　　３．会費等の徴収及び会計管理

　　　　４．備品・消耗品等の管理

５．広報活動

　６．会員相互の親睦のための活動等

第４章　指導者

第11条（構成）指導者は、監督・コーチ・アシスタント等をもって構成する。

第12条（活動）指導者はクラブの目的達成のため、次の活動を行う。

１．練習時に立ち会い、選手の指導を行う。また、正しい指導を行うための研鑽をする。

２．試合においてコーチング・審判等を行う。

３．所属するクラブ・協会・連盟の主催する行事等に協力する。

４．円滑なクラブ運営を行う。

第５章　役　員

第13条（役員）本クラブは、選手・指導者・保護者で構成し、次の役員を置く。

　　　　代表（指導者等）○名　　指導者○名　　保護者会役員（第８条に既出）

第14条（任期）役員の任期は一年とし、再任は妨げない。役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第６章　会　議

第15条（会議）本クラブには、次の会議を置く。

１．総会

２．役員会議

第16条（総会）総会は、本クラブの最高議決機関とし、年１回及び必要に応じて臨時に

開催する。

　　　　１．総会出席者は指導者と保護者とする。

　　　　２．総会は指導者・保護者（家庭数）総数の２/３以上の出席により成立する。

欠席する場合は、委任状を提出する。委任状の提出は出席とみなす。

　　　　３．総会の議決は出席者の過半数をもって決する。（保護者は各家庭１票）

４．総会では主に次の議事を取り扱う。

　（１）当該年度の活動報告ならびに次年度の活動計画案

（２）当該年度の会計報告ならびに会計監査報告・次年度の予算案

（３）次年度の役員案

（４）本規約の策定及び改廃に関すること

（５）クラブにそぐわない行為や行為者等に関すること

（６）その他、審議必要事項

　　　　５　総会での議事内容について議事録を作成し、請求があった時には提示できるように保管すること。

第17条（役員会議）役員会議は、クラブ運営に関わる日常的な協議機関とし、主に次

の事案を取り扱う。

　　　　１．保護者会からあげられた協議事項

　　　　２．指導者からあげられた協議事項

　　　　３．その他、クラブの運営に関する協議事項

第７章　会　計

第18条（会計）本クラブの会計は、部員の納める部費、その他の収入によって運営する。

保護者会の会計担当が管理し、年度末に保護者会役員に会計監査を受け、

総会で会計報告をし、承認を受ける。

第19条（部費）部費は部員１人当り１ヶ月◯◯円とする。

第８章　附　則

第20条（細則）本規約に定めのない事項は、その都度、指導者・保護者間で調整する。また、運営上必要な細則は、別に定めることができる。

第21条（施行）

１．本規約は、◯◯年◯月◯日より施行する。

２．◯◯年◯月◯日に改定発行